

令和2年度第2回長野市環境審議会 議事録

【開催概要】

- ・日 時：令和2年10月21日（水）午後2時から午後4時
- ・場 所：長野市役所第一庁舎5階 庁議室
- ・出席者
委 員：大澤会長、高見澤副会長、穴山委員、倉崎委員、篠田委員、錦織委員、赤羽委員、
関川委員、竜野委員、早川委員、小川委員、小林委員、松本委員、望月委員、
高木専門部会長

- 事務局：宮尾環境部長、長谷部環境保全温暖化対策課長、高木廃棄物対策課長、稲葉生活環
境課長、中根資源再生センター所長、内山衛生センター所長、山口主幹兼環境保全
温暖化対策課長補佐、新井環境保全温暖化対策課長補佐、桑原環境保全温暖化対策
課長補佐、吉原環境保全温暖化対策課係長、宮原環境保全温暖化対策課係長、吉原
環境保全温暖化対策課主査、原環境保全温暖化対策課主事

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 諮問
第三次長野市環境基本計画の策定について（諮問）
- 4 協議事項
 - (1) 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について
 - ア 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方に関する
調査及び審議について（回答）
 - ・ 条例骨子（案）
 - ・ パブリックコメントの結果について
 - ・ 環境審議会からの意見に対する検討結果
 - (2) 第三次長野市環境基本計画の策定について
- 5 その他
- 6 閉 会

【資 料】

- ・ 本日の次第
- ・ 資料1 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方に関する
調査及び審議について（回答）
- ・ 別紙1 条例（案）骨子
- ・ 別紙2 （仮称）長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）骨子に
対するパブリックコメントの結果等について
- ・ 別紙3 環境審議会からの意見に対する検討結果
- ・ 資料2 第三次長野市環境基本計画の策定について

【中間配布資料】

- ・ 諮問書 第三次長野市環境基本計画の策定について
- ・ 答申書（案） 「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について

【会議内容】

1 開 会

2 あいさつ

3 諮問

第三次長野市環境基本計画の策定について(諮問)

4 協議事項

(1)「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方について

ア「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方に

関する調査及び審議について(回答)

【資料1】

・条例骨子(案)

【別紙1】

・パブリックコメントの結果について

【別紙2】

・環境審議会からの意見に対する検討結果

【別紙3】

(大澤会長)

7月15日に開催した審議会において「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の在り方については、本会の意見をふまえて専門的知見により地球温暖化対策専門部会で検討することを了承いただいている。

本日は、検討結果について地球温暖化対策専門部会長の高木専門部会長から報告をお願いする。

(高木直樹専門部会長)

資料1について、説明

(事務局)

別紙1から3について、説明

(小林委員)

パブコメ結果について気になるところがあり、条例の一文に加えていただきたい。FIT法が施行になってから太陽光発電設備の設置が非常に多い。太陽光発電設備の認定案件について73万件あるが、そのうち50kW未満が70万件で95%を占めている。50kW以上は、高圧できちんと設計して施行しないと自主検査で電気設備技術基準に違反していることがわかるため、設置に関して安易なものは作らないうえ、事故が起きると報告しなくてはならない。一方、50kW未満は、一般用電気工作物であり電気設備技術基準に適合させる義務はあるが維持管理などの届出義務がなく事故の報告もいらない。届出がないことから確認もしないため、設置に関して怪しいケースが散見される。規模にかかわらず、電気設備の技術基準の省令や解釈、環境ガイドラインなどを確認し、届出時に図面添付や強度計算も合わせてチェックしていただきたい。関係法令を遵守すれば住民からの苦情や心配も払拭し、市民の安全を担保できると思う。

(事務局)

前回の審議会でもご指摘をいただいたので、条例に関係法令の遵守を謳う。電気技師職員も居るため連携し、地滑り地区についても専門部署に問い合わせた上で懸念事項があるか確認し、事業者の説明会の中で説明するように対応する。また、今のガイドラインは年間20件弱くらいの届出だが、20kWまで拡大すると150件~200件の届出が予想される。ここなら大丈夫という場所以外は、職員で確認をしたい。未経験数であるため、積み上げながら対応していく。

(小林委員)

150 件とは、今年度の届出件数なのか。今年度から 50kW 未満の施設については、自家消費が求められることになったため、屋根乗せが主流となり野立ては減少傾向になると思っていたが 150 件もあるのは意外である。

(事務局)

昨年度の届出は 18 件で、今年度の届出は現在、8 件と半分であり、それほどの減少は見えない。今後、事業認定が減る可能性はあるが、これまでに事業認定をとり未稼働の案件もあるため、急激に減少することはないと推察し、150～200 件と見積もっている。

(松本委員)

住民説明とは設置前に行くと思うが、設置後に防草シートを敷いたことにより水が溜まり、悪臭が広がったと聞いたことがある。設置後の作業について事業者からの住民説明会はないのか。

(事務局)

資料の【別紙 1】条例（案）骨子で 4 ページにある「説明会の開催」の中で説明事項として「(4) 維持管理及び非常時の対応」において、地元の皆さんに対して設置後も含めた説明を事前に事業者と確認できる内容にしていく。防草シートの悪臭などの懸念事項も合わせて、十分に話し合えるよう紹介していく。

(小川委員)

住民が安心するための条例化を歓迎したい。その中で質問だが、パブリックコメントにある隣接住民との協議の中にある協定締結について「裁判所の判例など」とあるが、他の市町村において協定の締結を謳っている条例もあるが、どのように考えればよいか。

(事務局)

内容としては、廃棄物処理施設に関するものである。廃棄物処理施設は、長年、各自治体で地域の同意がなければ許可しなかった。しかしながら、国が廃棄物処理施設を進めていく中で、地域の同意が実際の許可要件となっているのが違法ということで、裁判で行政敗訴となったものである。事前協議制度や事前説明などを行う中で、意見を伺いながら対応方針を決めなさいとなった。太陽光発電設備の判例ではないが、環境省関係の判例として引用させていただいた。

(小林委員)

特定事業にあたらないと届出が必要ないため、関係法令に遵守しなくていいと勘違いされる危険性がある。一般用電気工作物も関係法令を遵守するべきであるため 20 kW 未満についても関係法令に遵守するという一文を追加した方がよいのではないか。

(事務局)

環境省の設置に対するガイドラインでは、1kW から遵守していくと定められており、遵守して太陽光発電設備を設置するのは当たり前のことである。掲示板や仕切りの設置など太陽光発電設備に対する具体的な基準が国のガイドラインの基準にあるため、20kW を基準に設定している。性善説にたてば、ガイドラインに遵守してもらうことは当たり前だと考えている。

(小林委員)

自治体へ責任を訴えられた場合、将来禍根を残すこともあるため、追加した方がよいのではないか。

(穴山委員)

条例の骨子を見ると定義の特定事業には 20kW 以上とあり、事業者には、特定事業を営む事業者という定義になっていないため、より一般的に設置者と広くとらえている。3 ページにある事業者の責務には、特定事業を営む事業者の責務と制限していないため、すべからず事業者は、事業者の責務に準じて設置しなくてはならないと謳われている。事前協議制度は、特定事業をする事業者と限定しているので、20kW 以上の事業者の範疇だと思う。

(高木専門部会長)

私どもは、条例案を審議していくスタンスとして、基本的には太陽光発電だけではなく、再生可能エネルギーの有効活用を進めていきたい。太陽光発電設備の設置で大きな問題となっている多くが、大きな資本が長野県内に進出してきて、使われない土地を購入又は借りて大規模な発電事業をしていくという流れがある。条例に有る無しの問題は別として、地域の人が地域のお金を使い、地域の中に太陽光発電を設置するなら住んでいる人が設置するため周囲からの目も気になり、無茶なことはしない。条例で規定することもいいが、長野市の太陽エネルギーを長野市民が上手に分ち合うことを進めていくことが重要だと思う。長野市は、再生可能エネルギーの促進に向けた地道な活動をしていくことで外から資本が入ってきて儲けるのではなく、自分たちで投資して儲けていくように、環境面からは環境審議会を中心に考えていただくと非常に性善説ではあるがいいと思う。

(事務局)

大変ありがたいご意見をいただいた。再度、中身を見直して一般原則と特定事業に関わるものを法規担当と相談して整理したい。

(小林委員)

50kW未満について、誰もチェックしていなかったのが大問題であり、どのようにチェックするのか課題になってくる。来年から50kW未満も報告させるように国も検討しているが、市民の生活環境の保全が一番大事であるため現状を理解いただき、市民を守る立場で検討していただきたい。

(事務局)

条例でどこまで明確にできるか、いただいたご意見を踏まえて法規担当と検討したい。

(穴山委員)

一点質問だが、協議をした場合には協議結果報告書を添えて届出を行うこととある。十分納得が得られないまま届出がされる可能性もある。仮に、住民の方が届出の際に添付される協議結果報告書の結果の内容を知る手段はあるのか。

(事務局)

最終的には、行政の書類なので情報公開請求が最後の砦になると思うが、行政として協議の中身をその都度、情報公開請求してもらうことは、いかがなものかと考える。条例の作りこみの中で、どうしていくか検討したい。今のままでも最終的には、情報公開請求をしていただければ開書はできる。

(望月委員)

ルールを決めると事業者も市民の方もかいくぐって違う方向に考えていくことがある。きちんとルールを守る人達がやりづらい条例になると辛い。未来のことを思うと太陽光発電設備の設置は、増えてほしいと思うので守っている方が本当に使える条例にしてほしい。

(事務局)

ガイドラインから条例化にすることがそのものだと思っている。また、20kW未満に対する問題については、国の法令も問題があればその都度変わるため、条例をどのように変えていけば良いか、常に問題意識をもちながら条例化も必要であればお諮りして進めていきたい。

(錦織委員)

設置基準を設けるべきではないかという意見に対して、様々なケースがあるため基準は難しいと回答しているが、何かしらの基準があった方がいいのではないかと。例えば、反射光の問題に対し、どの程度抑えることが必要かなど基準がなくて住民の方が納得するような設置ができるのか。

(事務局)

反射光に対する懸念がある場合について、国の太陽光の環境配慮ガイドラインにデモを行うとある。実際に住民の方から要望があれば、数枚のパネルを置いて住宅にどんな影響があるのか、事業者に対してデモ的なことも含めて事前に説明会や協議の場で真摯に対応してほしいとお願いしていく。

(錦織委員)

シミュレーションをして科学的な理由から反射率を抑えるなどの説明をするのか。

(事務局)

数値で説明をしても難しいため、組み立てた太陽光パネルがどう反射するか、デモ的に1、2日置いて影響を住民の方に確認してもらい、反射光に対して植栽で補うことがいいのか、実際に体験して納得してもらいたい。

(倉崎委員)

条例がどのような**文言となるのか**が重要であると思うが、骨子だとイメージしていることが必ずしもこの場で一致していないと思う。説明を受けたところが、実際の条例案を読んでも読み取れるのか、改めて文案を見せていただき、意見を申し上げる機会はいただけるのか。

(事務局)

非常に日程がタイトであり完成版を見ていただくことは厳しいが、中間で見ていただくことは可能だと思う。皆様からご意見をお伺いし、どこまで条例の修正が可能か分からないが、何らかの対応をしていきたい。

(倉崎委員)

住民説明会を行う中で、実際に太陽光パネルを置いて協議を行うよう市からお願いすると説明があったが、事前協議がない場合の特定事業で市が知るタイミングは、特定事業の届出のタイミングとしか読めない。住民説明会について市からお願いするタイミングは、いつを予定しているのかわからない。法規担当と条例を作られるため問題ないと思うが、市でイメージしていることがわかるのか、条例案を確認させていただきたい。

(事務局)

先ほど説明したデモ的に行うことについては、条例上ではなくチェックリストとして考えている。条例では、市が確知するのは30日前だが性善説で動いていただいております、ある程度プランができると事業者は、事前に相談するのが通例である。現在のガイドラインでも勝手に全部進んでいくことはない。条例の中に作り込むことは難しいと考えている。

(倉崎委員)

ここで心配しているのは、**性善説で動かせない方**についてだと思う。性善説で動く方ばかりであれば、条例化にしなくてもいい話であり、性善説で動かせない方に条例どおりに設置してくださいと示せる条例にしないと意味がない。周知の方法など含めて、条例の文言を検討いただきたい。

(大澤会長)

いただいた意見は、条例に盛り込めるところは盛り込み、修正があれば修正する形にしたいが、事務局と会長に一任させていただいてよろしいか。

(事務局)

大澤会長と相談しながら答申の付帯意見としてあげさせていただきたい。

(大澤会長)

では、事務局や会長で検討し、答申案の文面を作成したいがよろしいか。

(各委員)

了承。

(事務局)

答申(案)の配布及び内容説明

【修正箇所】

答申に当たっての基本的な考え方(3)について

(1)及び(2)について“実効性を担保“させる”を“する”に修正

(大澤会長)

先ほどの説明のとおり、意見に関しては、答申(案)の最後に付帯意見として記載したいので、理解いただきたい。本審議会として10月23日に高見澤副会長と私で市長に答申する予定だが、意見があればお願いしたい。

(小川委員)

10月23日は、文章化されたものでなく、配られた答申(案)という理解でよろしいか。

(事務局)

お配りした答申(案)に別紙として付帯意見を添付し、23日に答申していただく。

付帯意見は、どれだけ条例に盛り込めるか検討して案がまとまり次第、皆さんから意見を頂戴できればと思っている。

(各委員)

了承

(会長)

では、10月23日に市長へ答申したいと思う。

(2)第三次長野市環境基本計画の策定について

【資料2】

(事務局)

資料2について、説明

(小川委員)

第三次の策定にあたり、生物多様性地域戦略が入ることは、前進したと思う。市民参加が重大な要素である。良いものができることを期待している。

(事務局)

近年を考えると環境基本計画の中において、気候変動が相当部分に含まれており、生物多様性は変化し、当然温室効果ガス排出量削減に取り組んでも当面は気候変動がとまらない。自治体として、どう対応していくのが気候変動適応計画となる。温暖化対策を起点として色々な計画を環境基本計画に盛り込まないと俯瞰した環境政策になってこない。一本化する方が色々な要素が入ってくるため、本市の環境政策を俯瞰するのであれば環境基本計画を見ることで全体が掌握できると思い提案させていただいた。

(松本委員)

2050年には、気温が3、4℃上がると言われており、削減も大切だが一番は適応策だと思う。どのように対応するかが目玉になると思うので、しっかり入れていただきたい。

(小林委員)

国では、第6次のエネルギー基本計画の見直しを行っている。エネルギー基本計画とFITの動きなどは、市民生活に直結するため、よく検討していただきたい。

(大澤会長)

今後のスケジュールにおいて、委員の皆さんにご意見をいただきながら進めたいと思っているが、3月末をもって統合となる地球温暖化対策専門部会の役割について考えを教えてください。

(事務局)

専門部会の設置目的は、長野市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、進捗管理することが役目である。計画が統合されれば目的が無くなるわけだが、環境基本計画の主要は、気候変動になる。本会の定員は20名だが、15名の方に委嘱させていただいている。事務局案としては、5名の方に専門部会から本会に参画いただき、新たな第三次環境基本計画の策定に向けた体制を考えている。高木部会長に市の意向を伝えており、本会で審議いただければと思っている。

(高木部会長)

専門部会の地域推進計画は、これから30年後を見据えた2050年までを考えており、環境基本計画自体に影響があると推測する。本会に参加する方向とおっしゃっていただければ、一緒に協力しながら作っていききたい。

(大澤会長)

全面的に協力していただきたい。

(事務局)

今後の予定として専門部会が2回あるため、気候変動対策の方向性について提言いただき、本会で提言を基に第三次環境基本計画を検討できればと思っている。

(各委員)

了承

5 その他

6 閉会